

平成19年度 第2回浦安市環境審議会 会議要旨

1. 開催日時 平成19年10月22日(月) 午前10時～正午

2. 開催場所 浦安市文化会館3階 中会議室

3. 出席者

(委員)

柳憲一郎、上野菊良、畑中範子、木邨定男、内海照枝、石黒武、武藤睦美、
小山武則、加藤里行、鈴木昭夫、石橋正貴

(事務局)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明

環境保全課長 中谷和久、環境保全課副主幹 金子和男、環境推進係主査 前田唯一
環境保全課環境計画班 奥山孝夫、溝上澄人、森田和徳、杉町順子、湯浅太郎

4. 内容

- (1) 開会
- (2) 部長挨拶
- (3) 会長挨拶
- (4) 議題
 - ① 浦安市環境保全条例骨子(案)について
 - ② その他
- (5) 閉会

5. 会議経過

①「環境保全条例骨子（案）について」

・説明

「資料1」から「資料5」に基づき、浦安市環境保全条例(案)の骨子について概要を説明した。

・質疑応答

委員

環境保全条例骨子（案）（以下「骨子（案）」という。）が事前に送られてきたが、会議開催日の数日前であった。時間が無く、資料を見られる状況になかった。これだけボリュームのある資料であれば、もう少し時間的に余裕がほしかった。

骨子（案）では生態系に関する規定があまりにも少なすぎる。資料4を見ると浦安市環境基本計画の環境項目「身近な水辺、身近な緑、歴史・文化と景観」につながる規定は数行書かれているだけである。浦安は、三方を水に囲まれた水辺のまちなのに、これだけの規定でいいのか。郷土浦安を愛する心を育むのであれば、水辺に関する項目を網羅しないといけないのではないか。例えば、地球温暖化の影響でカニがメス化するといった生態系のみだれが三番瀬でもでている。このような状況にあるのに、骨子（案）の中で、なぜ、生態系を保全する規定をおかないのか。郷土を愛し、心を育む条例であるならば、ここはしっかりと押さえておかないといけない。

また、第1回環境審議会において議論された歩きタバコについても条例化しないというのはおかしいし、地球温暖化にも結びつく、温泉汲み上げに伴うメタンガスの排出抑制についても努力義務だけで、これを測定し届出をさせるといった規定がない。

会長

まだ諮問を受けているわけではない。今日の会議の趣旨は、骨子（案）に対する、皆さんのご意見を伺うことにあることをご理解願いたい。

さて、生態系、歩きタバコ、散乱ごみ等に関する規定について、市として骨子案の中で、どう盛り込むのか、あるいは、他の条例で推進するのかという点について市はどう考えているのか。

事務局

まだ諮問をした段階ではないので、少し検討させていただきたいが、歩きタバコについては、検討しなかったわけではなく資料3でふれているように、骨子（案）に盛り込むというよりも、浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例（以下「ポイ捨て条例」という。）の中で対応することも、一つの方法として考えている。

会長

ポイ捨て条例は、公害防止条例の根拠を受けて制定されている。

骨子（案）はこれまでの公害防止条例では対応しきれない社会的背景から制定するものなので、歩きタバコを禁止するための根拠となるような規定をおく検討をしてもよいのではないか。

事務局

例えば千代田区は、安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例の中で、歩きタバコを規制している。本市の場合は、これを現行のポイ捨て条例に加えられないか検討をしていきたい。また、温泉法は、温泉の保護と適正利用が目的の法律になっている。現在、温泉法の改正案がだされているが、この改正案の中に天然ガスの排出規制は入っていない。温泉の汲み上げに伴うメタン等の天然ガスの排出規制を市町村で行うことは難しい。

会長

資料2において、市、市民、事業者の並びが環境基本条例における記述と異なる。これは、何か意図があるのか。

事務局

順番については環境基本条例との整合と骨子（案）の構成を考えながら、再度検討する。

委員

ポイ捨て条例の中に歩きタバコを加えるといった審議は環境審議会で行うのか。

事務局

環境全般にかかることは、環境審議会で審議していただくが、例えば廃棄物については廃棄物等減量審議会で審議するというように、目的別の住み分けがされている。したがって、歩きタバコを禁止する条例に係る審議を環境審議会にかけるかどうか、また、そのことをポイ捨て条例に加えるかどうかなど市の内部で検討していく。

会長

従来、廃棄物においては厚生労働省の管轄であったが、その後、環境省の管轄に移った。このような背景から、その事柄を所管する課がそれぞれの審議会を持っている状態であり、市の中で今後、どういう形で統廃合していくかなどの検討が必要だが、まだその段階になっていないのだろう。二本立てはわかりにくいので、市の内部で検討して欲しい。

委員

境川は、浦安において母なる川と呼ばれている。景観協議会において、境川をきれいにしたい、ということで視察を行ったが、生活排水が流れ込む状態になっているなど、水質も危惧される状態で、このまま放置できない。骨子（案）ではどのような規定がされるのか。

事務局

境川は、1級河川で、国土交通省の管轄になる。水辺においては、ルールづくりをし、具体的な対応をしていくが、骨子（案）で盛り込むとなると難しい状況にある。環境保全条例において対応ということではなく、個別に対応していくことも検討していきたい。

会長

生活排水については、資料4の水環境に条文の9番がかかる。何ができるのかということになるが、生活排水の垂れ流しなど、条例ができることにおいて、粛々とやっていけるだろうと思う。

事務局

水辺と緑、マスタープランなど、色々な提言があるが、所管がまたがっている。市独自で水辺に関することを保全するような条例を景観条例で定めるのか、あるいは骨子（案）に盛り込むのか、委員のみなさんからご意見をいただきながら研究してまいりたい。

委員

国道357号線沿いにもものすごい量のごみが落ちている。国や市の管理について住み分けがありすぎる。浦安に住んでいるのであれば、まず拾うことが大事ではないか。

事務局

国、県の管理地であっても、場合によっては環境レンジャー課がごみを拾うこともある。国、県の管理地に市が関与できる程度には限界があると思うが、環境レンジャー課では月に2回、県の管理する境川の清掃をしている。市としてできることをやりながら、併せて国や県に必要な要望をしていきたい。

委員

資料2の定義についてだが、「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境を含む」という文言があって、一部の表現が重複しているが、重複させる必要があるのか。

事務局

正確に表現する趣旨でこのような書き方にしているが、今後の条文審査の中で検討していく。

委員

環境基本条例では、前文に浦安の成り立ちが書かれている。やはり水辺ということは取り除けないものであり、生き物との関わりを出してほしい。骨子（案）でも前文で書くようなことがあっていいと思う。

まちが汚れているということに対して何とかしたい、というものを強く出して欲しい。三番瀬で清掃をすると、ごみはタバコの吸い殻が多い。排水口から海に流れてくる。まちをつくる、郷土を愛する心を育むという情熱がほしい。このほかサーチライトの規制があるが、なぜいけないのかという理由が弱い。また、身近な環境問題として、建物などの景観に関する事項も入れるべきではないか。

会長

全てを包括する条例を作るのか、個別で分けていくのか、この判断をここで決めることは難しい。公害防止条例は、事業者に対して規制を強化するための根拠であり、環境保全条例も公害の防止と必要な規制をするといった性格がある。

生活環境全般を広く盛り込んでいる自治体もあるが、本市においては、それぞれの目的に特化した個別条例で規定している。

環境保全条例で受け持つ範囲と他の条例が受け持つ範囲との整合がとれていることを説明する資料が必要ではないか。

事務局

三番瀬の円卓会議では、三番瀬の環境を保全する条例を制定するべきであるということで、県においても水辺の保全について取り組もうとしている。

また、水辺景観に関することは市の都市政策課が担当しており、別途調整中の条例で規定することも考えられる。

骨子（案）は身近な生活の中で努力していただくという趣旨の条例で、特に独自性はだしておらず、近隣他市にみられるような一般的な内容となっている。

会長

骨子（案）に反映できるものとできないものを整理してほしい。罰則や附則などはまだ示されていないが、基本的な方向性はこれでいいか。

委員の同意がえられたので、骨子（案）をまとめる作業を進めていただきたい。また、骨子（案）に盛り込む項目と他の条例に委ねるべき項目について、施策の住み分けを整理し、図にするなどした資料を作成してほしい。

次回の環境審議会は11月19日（月）の午前中に開催するので、骨子（案）

に対する委員の皆さんの意見を伺いたい。

②「その他」

- 事務局から、前回の審議会でもいただいた委員等の意見を基に、年次報告書において修正をした箇所などを説明した。

委員

この環境基本計画年次報告書は、どこに送るのか。

事務局

市内小中学校、図書館、公民館、情報公開、公民館等公共施設に配付する。国・県、県内の他市などにも配布する予定でいる。

会長

年次報告書を配付する前に、配付先一覧を委員に渡し、確認をしてから配付する方向でお願いしたい。

委員

浦安らしさとは、住んでいればこそ分かることだと思う。この報告書は、興味を引くようなものがない。

会長

修正があれば、事務局へ連絡をしてほしい。